

番号	1
項目	貴職は「西成特区」を言われていますが、①「西成特区」に関し、2024年度、どのような予算を組んでいますか？②「西成特区」計画の現在までの実施・完成状況を説明して下さい。③「西成特区」が完成するまでの、計画表（工程表や日程）を示して下さい。
	(回答) ① 令和6年度予算（西成特区構想関連事業費総額）として、10億3,764万円を計上しております。内訳：別紙「西成特区構想関連事業一覧」 ② 第1期西成特区構想（平成25年度から平成29年度）では、貧困・福祉・医療・安全安心など、短期集中的に行うべき対策から取り組みを行いました。主な取り組みとして、「あいりん地域における環境整備事業」で、ごみの不法投棄対策や迷惑駐輪対策などを実施しております。 第2期西成特区構想（平成30年度から令和4年度）では、第1期特区構想の成果を後戻りさせることなく取組みを継続しながら、子育て・教育・観光・にぎわい・まちづくりという、将来を見据えた中長期的対策に取り組みました。主な取り組みとして、平成26年度からモデル実施等により取り組んできた「プレーパーク」事業を「にしなりジャガピーパーク」として平成30年度より本格実施しております。また、基礎学力向上や学習習慣の定着をめざす「西成まなび塾」事業などにも取り組んでいます。さらに、令和2年度から令和4年度まで新今宮エリアブランド向上事業を実施し、民間事業者と連携した新今宮エリアのイメージアップに取り組みました。 第3期西成特区構想（令和5年度から令和9年度）では、第1期、第2期の取組み成果を後戻りさせることなく取組みを継続しながら、西成特区構想の目的である「まちの活性化・イメージアップ」「若者や子育て世帯の流入促進」の達成に向け、「転入をさらに増加させて転出を減少させる取組みにより、人口減少に歯止めをかける、とりわけ「若年層の転入増加」と「子育て世帯の転出減少」をめざす」としてしています。 ・西成区ホームページ「西成特区構想事業の進捗状況（令和6年4月1日現在）」 https://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000468991.html ③ 「西成特区」が完成するまでの、計画表（工程表や日程）は、作成しておりません。
担当	西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9684

番号	2
項目	<u>社会医療センターと萩之茶屋市営住宅の現状と今後の計画を示せ。</u> <u>(イ) コロナウイルスなどの感染症に対応できる内容はありますか。何床ありますか。</u> <u>(ロ) 感染症に対応する体制は準備されていますか。</u> <u>(ハ) 保険証の無い人などの無料診察・診療はどのようにしていますか。2023年度・無料診療された人数は何人ですか。</u> <u>(ニ) 現在の職員数(医師、看護師、事務など)、雇用形態(正規・非正規)は何人ですか。</u> <u>(ホ) 市の助成金、2023年度、2024年度の金額はいくらですか。</u>
(下線部について回答) 大阪社会医療センターの建設工事は平成31年3月から開始し、当初計画どおり令和2年12月に新病院での診療を開始しています。 旧大阪社会医療センターにつきましては、今後解体予定となっております。 (イ) インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルスなどの感染症に対応することができる陰圧設備を設置した感染症対応病床を7床設置しています。その他感染症については陰圧設備付き病床以外にも個室病床を使用するなど臨機応変に対応しています。 (ロ) 大阪公立大学医学部と連携して、随時、感染防止対策を指導いただいております。現在も、院内並びに医療設備の滅菌及び消毒には十分留意しています。新型コロナウイルス感染症については、5類感染症移行後、受診される方やそのご家族等の方、医療従事者においてマスク着用を必須としています。なお、来院された方には検温していただき、医療従事者はフェイスシールドを着用するなど感染防止対策を行っています。 (ハ) 当院は、あいりん地域及びその周辺に居住する生計困難者のために、社会福祉法第2条3項第9号に定められた無料又は低額な料金を診療を行っています。2023年度にこの事業を利用された方は3,633名です。 (ニ) R6.7.1時点の職員数は112名であり、内訳は医師11名、看護師及び訪問看護師52名、看護補助者8名、放射線技師や薬剤師等の医療技術職員及び事務補助員24名、事務員17名です。雇用形態は、正規84名、非正規28名です。 (ホ) 市からの助成金の金額は、2023年度は219,254,000円、2024年度は217,533,000円です。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 (ホームレス自立支援グループ) 電話：06-6208-7924

番号

2

項目

社会医療センターと萩之茶屋市営住宅の現状と今後の計画を示せ。

(一) 萩之茶屋北住宅１号館（１０４戸）、２号館の入居状況を説明せよ。今、空室は何部屋あるか。家賃はいくらか。部屋の間取り、広さはいくらか。今後の募集方針を示せ。

(二) 市の公営住宅建設に関する方針を示せ。

(下線部について回答)

萩之茶屋北住宅１号館、２号館の入居状況は、令和６年７月末現在、１３４戸が入居中、３５戸が空き住戸となっております。この空き住戸については、事業実施中や部屋の状態等の理由で貸付できないもの、入居手続き中のものを除き、令和６年８月以降も順次、入居者募集の実施を予定しております。

また、家賃、部屋の間取り及び住戸面積は、次のとおりです。

号館	住戸タイプ	間取り	住戸面積(㎡)	戸数(戸)	家賃額(円)							
					区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	区分７	区分８
１	２ＤＫ	６畳半・６畳洋室・ＤＫ ・浴室(浴槽有)	53.43	39	30,400	35,100	40,100	45,200	48,300	48,300	48,300	48,300
		６畳洋室・４畳半・ＤＫ ・浴室(浴槽有)	49.61	52	27,900	32,200	36,900	41,600	44,500	44,500	44,500	44,500
	３ＤＫ	６畳・６畳洋室・５畳半洋室 ・ＤＫ・浴室(浴槽有)	63.39	13	36,300	41,900	47,900	54,000	57,700	57,700	57,700	57,700
２	２ＤＫ	６畳半・６畳洋室・ＤＫ ・浴室(浴槽有)	53.43	13	30,500	35,200	40,200	45,400	51,800	59,800	61,500	61,500
		６畳洋室・４畳半・ＤＫ ・浴室(浴槽有)	49.61	39	28,000	32,300	37,000	41,700	47,700	55,000	56,600	56,600
	３ＤＫ	６畳・６畳洋室・５畳半洋室 ・ＤＫ・浴室(浴槽有)	63.39	13	36,400	42,000	48,000	54,200	61,900	71,500	73,400	73,400

担当

都市整備局　住宅部　管理課　電話：０６-６２０８-９２６１

番号	2
項目	社会医療センターと萩之茶屋市営住宅の現状と今後の計画を示せ。 (へ) 萩之茶屋北住宅1号館(104戸)、2号館の入居状況を説明せよ。今、空室は何部屋あるか。家賃はいくらか。部屋の間取り、広さはいくらか。今後の募集方針を示せ。 (二) 市の公営住宅建設に関する方針を示せ。
(下線部について回答) 萩之茶屋北住宅1号館につきましては、平成31年3月に竣工し、移転完了しております。萩之茶屋北住宅2号館につきましては、令和3年3月に竣工し、移転完了しております。萩之茶屋住宅につきましては、今後解体予定となっております。 (二) 本市では、約11万戸の市営住宅を管理しており、これらの住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えております。 「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替・耐震改修・全面的改善・エレベーター単独設置といった各種手法を適切に選択しながら、計画的かつ効率的に市営住宅ストックの更新を図っております。 建替えについては、建設年代が古く、老朽化した住宅、耐震性や設備水準の低い住宅から建て替えることとし、入居者の移転計画が整った団地から事業を進めることとしております。	
担当	都市整備局 住宅部 建設課（建設設計グループ） 電話：06-6208-9243

番号	3
項目	「はぎの森」の管理運営はどのようにされているか示せ。最終責任、管理体制はどこか示せ。
(回答) 「萩之茶屋1丁目ふれあい広場（愛称：萩小の森）」につきましては、毎日5時～17時までの間広場として供用しており、あいりん地域環境整備事業の受託事業者（令和6年度：萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社）が、清掃や施錠など日常的な管理を担っています。 また、管理者（責任者）は大阪市西成区長となります。	
担当	西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9684

番号	4
項目	大阪市の2024年度、釜ヶ崎地区はじめ、<u>市全体の労働政策を示せ</u>。地区・日雇労働者への労働施策を充実強化せよ。ホームレス対策の内容を、予算とともに説明せよ。清掃をする地域「企業」ができ、大阪市は随意契約で事業を委託しているが、2023年度の予算、その実施状況・結果を示せ。2024年度の予算・事業内容を示せ。地区内に「自転車置き場」が出来たが、その事業内容、予算内容を示せ。 (下線部について回答) 本市の就労支援事業としまして、働く意欲がありながら働けずに悩んでいる方（若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など）の就職・就労を支援するために、「しごと情報ひろば」（市内4か所）・「地域就労支援センター」（市内1か所）を設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っています。 また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘するために、求人開拓にも取り組んでいるところです。
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	4								
項目	大阪市の 2024 年度、釜ヶ崎地区をはじめ、市全体の労働政策を示せ。地区・日雇労働者への労働施策を充実強化せよ。<u>ホームレス対策の内容を、予算とともに説明せよ。</u>清掃をする地域「企業」ができ、大阪市は随意契約で事業を委託しているが、2023 年度の予算、その実施状況・結果を示せ。2024 年度の予算・事業内容を示せ。地区内に「自転車置き場」が出来たが、その事業内容、予算内容を示せ。								
(下線部について回答) 本市におけるホームレス対策としては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」による国の基本方針の則した「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、この実施計画に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とし、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進しています。 ホームレスの自立の支援等に関する施策として、自立支援センターにおいては、ホームレスに対して宿所や食事を提供するとともに、自立支援プログラムに基づき、専門家による法律相談など、自立意欲の高揚と維持のため自立の妨げとなる要因を除去する等の支援や、職業紹介・職業訓練など就労に必要な支援を行なっています。 また、巡回相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については家族、知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については自立支援センターへの入所を促進しています。高齢者、障がいのある方、病弱な方等の福祉的援護が必要な方については関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援を行なっています。 さらに、令和6年度よりホームレスの自立をさらに促進するために、自立後の生活を落ち着いた環境で見据えられるよう安定した住居を提供し、地域での自立生活への移行に向けた個別支援を行うホームレス地域移行支援事業を実施しております。 ○主なホームレス支援予算額 (単位：千円) <table><tr><th>令和6年度(2024年度)</th><th>当初予算額</th></tr><tr><td>自立支援センター関係経費</td><td>161,721</td></tr><tr><td>ホームレス巡回相談事業</td><td>86,444</td></tr><tr><td>ホームレス地域移行支援事業</td><td>67,930</td></tr></table>		令和6年度(2024年度)	当初予算額	自立支援センター関係経費	161,721	ホームレス巡回相談事業	86,444	ホームレス地域移行支援事業	67,930
令和6年度(2024年度)	当初予算額								
自立支援センター関係経費	161,721								
ホームレス巡回相談事業	86,444								
ホームレス地域移行支援事業	67,930								
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 (ホームレス自立支援グループ) 電話：06-6208-7924								

番 号	4				
項目	大阪市の2024年度、釜ヶ崎地区はじめ、市全体の労働政策を示せ。地区・日雇労働者への労働施策を充実強化せよ。ホームレス対策の内容を、予算とともに説明せよ。<u>清掃をする地域「企業」ができ、大阪市は随意契約で事業を委託しているが、2023年度の予算、その実施状況・結果を示せ。2024年度の予算・事業内容を示せ。地区内に「自転車置き場」が出来たが、その事業内容、予算内容を示せ。</u>				
(回答) <あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）について> ○ 長年にわたり、あいりん地域において課題となっている、不法投棄や迷惑駐輪などの解決に向けて、あいりん地域環境整備事業に取り組んでいます。 事業の実施にあたっては、地域における働き口の創出となるよう、西成労働福祉センターで作業へ従事される方を募集するとともに、地域に暮らす野宿生活者や生活保護受給者の方々を積極的に雇い入れることで、個々の自立支援、就労支援に寄与させています。 また、令和2年度以降、委託事業者を公募しており、企画競争（プロポーザル方式）により選定しています。選定結果を踏まえて令和6年度は「萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社」と随意契約し、事業を進めています。 ○ 令和5年度の実施状況、結果 ・毎日、不法投棄の抑制のため地域内を巡回し、家庭ごみの排出ルール周知啓発のため萩之茶屋中公園及び同南公園において美化啓発拠点を運営しています。結果として、令和5年度における不法投棄ごみ量（一般廃棄物）は、対前年度比で33.1%の減となりました。 ・また、令和5年度からは、あいりん地域外の西成区内で不法投棄が課題となっている箇所においても、地域で培った対策ノウハウを活かした取り組みを実施しています。 ・なお、令和5年度では、西成区内にお住まいの生活保護を受給されている28名の方々に、本事業における働き口を、就労支援の機会として提供しました。 ・迷惑駐輪対策として、地域内に設置した自転車置場を管理運営し利用促進に取り組むとともに、長期間放置自転車の撤去、路上駐輪の整理作業など、通行障害の軽減に努めました。（自転車置場の設置状況は別紙のとおり） ・萩之茶屋1丁目ふれあい広場（通称：萩小の森）、今宮つながり広場（あいりんシェルター（今宮）跡地）の維持管理を行いました。 ○ 令和6年度の事業内容 令和5年度に引き続き、あいりん地域内の不法投棄対策、迷惑駐輪対策、広場の維持管理に取り組んでいます。また、あいりん地域外（ただし西成区内）であっても、ごみ出しマナーの乱れや、不法投棄が問題となっている箇所については、それぞれの近隣地域や関係部署と連携して、対策に取り組めます。 ○ 予算内容 <table border="0"> <tr> <td>平成5年度予算額</td><td>約1億312万円</td></tr> <tr> <td>令和6年度予算額</td><td>約1億412万円 ※いずれも自転車置場の維持管理費を含む。</td></tr> </table> （下線部について回答）		平成5年度予算額	約1億312万円	令和6年度予算額	約1億412万円 ※いずれも自転車置場の維持管理費を含む。
平成5年度予算額	約1億312万円				
令和6年度予算額	約1億412万円 ※いずれも自転車置場の維持管理費を含む。				
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734				

番号	5				
項目	大阪市の特掃の位置づけと、今後の計画方針を示せ。2024年度の事業計画、予算を示せ。				
(回答) 高齢日雇労働者社会的就労支援業務（いわゆる特掃）については、55 歳以上のあいりん地域の高齢日雇労働者に対し、就労意欲の低下の防止、孤立の防止を図るとともに、自立に向けた支援を行うため、あいりん地域内及びその周辺、地域外それぞれの環境美化に関する作業を行っており、令和6年度も同様の実施方針で事業を行っております。 ・ 高齢日雇労働者社会的就労支援 令和6年度（2024年度）予算 300,764 千円 <table><tr><td>人件費</td><td>物件費</td></tr><tr><td>276,847 千円</td><td>23,917 千円</td></tr></table> （別途、環境局・建設局から各 20,000 千円予算配付）		人件費	物件費	276,847 千円	23,917 千円
人件費	物件費				
276,847 千円	23,917 千円				
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（ホームレス自立支援グループ） 電話：06-6208-7924				

番号	6			
項目	萩ノ茶屋（三徳横）シェルターの２０２４年度・予算、事業内容を示せ。２０２３年度の活用・利用状況を示せ。			
(回答)				
あいりんシェルターは、野宿を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、 昼間の居場所の提供及び、緊急・一時的に宿泊場所を提供しています。				
令和６年度（2024 年度）予算額 152,958 千円				
人件費		物件費	需用費	使用料
87,268 千円		25,528 千円	9,006 千円	31,156 千円
なお、令和５年度の利用状況については、番号「８」のとおりです。				
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（ホームレス自立支援グループ） 電話：06-6208-7924			

番号	7
項目	旧「禁酒の館」、今宮シェルターの跡地利用など、現在の使用状況を示せ。今後の計画・方針を示せ。
(下線部について回答) 旧「禁酒の館」につきましては、令和元年度より、あいりん日雇労働者等自立支援事業用の倉庫及び駐車場として使用しており、今後も継続して使用する予定としております。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（ホームレス自立支援グループ） 電話：06-6208-7924

番号	7
項目	旧「禁酒の館」、<u>今宮シェルターの跡地利用など、現在の使用状況を示せ。今後の計画・方針を示せ。</u>
(回答) あいりんシェルター（今宮）跡地については、あいりん地域環境整備事業において撤去した長期放置自転車の一時保管場所として、令和元年度に整備工事をした広場は地域コミュニティの醸成や地域の防災のための場所として、引き続き活用します。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734 西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9684

番号	8																	
項目	シェルター事業の２０２３年度事業総括（事業費、その内訳）、事業内容、その成果、委託費、シェルター事業での労働者の人件費（雇用数、雇用の形態に応じて示せ。） ２４年度の予算を示せ。今後の方針を示せ。 （イ）２２年度、２３年度事業における上下水道費用を示せ。（ロ）２２年度、２３年度電気使用料金・費用を示せ。																	
（回答） あいりんシェルターは、野宿を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、 昼間の居場所の提供及び、緊急・一時的に宿泊場所を提供しています。 居場所支援業務の令和５年度決算額は、147,341 千円となっております。 なお、事業費等については、次のとおりです。 令和５年度（2023 年度）決算額 <table><tr><td></td><td>金額</td><td>備考</td></tr><tr><td>事業費</td><td>147,341 千円</td><td>水道代・非常食購入費含む</td></tr><tr><td>うち人件費</td><td>91,674 千円</td><td>夜間詰所警備員など</td></tr></table> 令和５年度（2023 年度）シェルター利用実績 宿泊棟利用者 46,489 名、1 日平均 127 名 居場所棟利用者 51,495 名、1 日平均 141 名 シェルター事業の令和６年度（2024 年度）予算については、番号「６」のとおりです。 （イ） <table><tr><td>令和４年度（2022 年度）決算額</td><td>令和５年度（2023 年度）決算額</td></tr><tr><td>上下水道料金 ４，８６０千円</td><td>上下水道料金 ５，００４千円</td></tr></table> （ロ） <table><tr><td>令和４年度（2022 年度）決算額</td><td>令和５年度（2023 年度）決算額</td></tr><tr><td>電気料金 １０，９８１千円</td><td>電気料金 ９，１６５千円</td></tr></table>			金額	備考	事業費	147,341 千円	水道代・非常食購入費含む	うち人件費	91,674 千円	夜間詰所警備員など	令和４年度（2022 年度）決算額	令和５年度（2023 年度）決算額	上下水道料金 ４，８６０千円	上下水道料金 ５，００４千円	令和４年度（2022 年度）決算額	令和５年度（2023 年度）決算額	電気料金 １０，９８１千円	電気料金 ９，１６５千円
	金額	備考																
事業費	147,341 千円	水道代・非常食購入費含む																
うち人件費	91,674 千円	夜間詰所警備員など																
令和４年度（2022 年度）決算額	令和５年度（2023 年度）決算額																	
上下水道料金 ４，８６０千円	上下水道料金 ５，００４千円																	
令和４年度（2022 年度）決算額	令和５年度（2023 年度）決算額																	
電気料金 １０，９８１千円	電気料金 ９，１６５千円																	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（ホームレス自立支援グループ） 電話：06-6208-7924																	

番号	9						
	2023年度の越年対策の実施内容を示せ。事業費、責任者の体制・人数を示せ。事業の雇用者数、事業雇用者の賃金・労働条件を示せ。						
(回答) 令和5年度（2023年度）の実施内容については、次のとおりです。 ・事業実施期間 令和5年12月29日から令和6年1月4日（早朝） ・入所施設 - あいりんシェルター 入所者数 157人 - 簡易宿所 入所者数 15人 - 三徳生活ケアセンター 入所者数 52人 ・大阪市の体制 15人 ・事業委託の雇用者数 301人（延べ人数） ・事業委託の人件費 5,727千円 ・事業委託の労働条件 6時30分始業8時間勤務の3交代 ・令和5年度（2023年度）決算額 <table border="1"> <tr> <td>総事業費</td><td>12,341,566円</td></tr> <tr> <td>（うち、事業委託費）</td><td>9,629,296円</td></tr> <tr> <td>（うち、使用料等）</td><td>2,712,270円</td></tr> </table>		総事業費	12,341,566円	（うち、事業委託費）	9,629,296円	（うち、使用料等）	2,712,270円
総事業費	12,341,566円						
（うち、事業委託費）	9,629,296円						
（うち、使用料等）	2,712,270円						
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（ホームレス自立支援グループ） 電話：06-6208-7924						

番号	10
項目	「<u>建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律</u>」が施行されています。 大阪市の公共工事においては、法を遵守し建設労働者の安全・健康の対策を強化して、<u>労災事故がないようにしてください。この法律に基づき実行実施が義務づけられている大阪市の具体的施策を示せ（2023年度、2024年度の内容）。</u>2023年度に発注された1億円以上の公共事業名（住所・現場）を示せ。
（下線部について回答） 本市の公共工事では、これまでも、公共工事設計労務単価の採用や、週40時間労働を原則とした工期設定など、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の基本理念である、「適正な請負代金の額」や「適正な工期等が定められること」について取り組んでおります。また、工事請負契約書において、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守することを規定し、建設工事従事者の安全及び健康を確保することに努めてまいりました。 なお、令和5年6月に国土交通省が改正した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」と令和6年3月に改正した「建設工事従事者の安全及び健康確保に関する大阪府計画」を受けて、本市におきましても「週休二日工事の実施」や「発注工事の施工時期の平準化」等に取り組んでおります。	
担当	都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ） 電話：06-6208-9325 都市整備局 住宅部 建設課（建設設計グループ） 電話：06-6208-9243

番号	10
項目	「建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行されています。大阪市の公共工事においては、法を遵守し建設労働者の安全・健康の対策を強化して、労災事故がないようにしてください。この法律に基づき実行実施が義務づけられている大阪市の具体的施策を示せ（2023年度、2024年度の内容）。2023年度に発注された1億円以上の公共事業名（住所・現場）を示せ。
（回答） 本法律を遵守し、建設工事従事者の安全及び健康を確保することは、建設業の健全な発展に資するものと考えております。 本法律の基本的施策である、保険料等必要経費の適切かつ明確な積算、支払い、並びに健康・安全に配慮した建設工事の安全な実施及び適正な工期設定などにつきましては、現場条件に配慮した安全対策に関する条件明示および必要経費の計上、事故等の発生に対する組織的な体制による発生原因の究明・再発防止対策の強化などを実施しており、引き続き取り組みを行ってまいります。 また、平成29年6月に政府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」と平成31年3月に大阪府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画」を受けて、本市におきましても発注者が週休2日に取組むことを指定する「週休二日工事（発注者指定方式）の実施」や「発注工事の施工時期の平準化」、 「法定福利費の請負金内訳書明示」等に取り組んでおります。 （1億円以上の公共事業名については契約管財局が回答いたします）	
担当	建設局 企画部 工務課工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	10
項目	「建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行されています。大阪市の公共工事においては、法を遵守し建設労働者の安全・健康の対策を強化して、労災事故がないようにしてください。この法律に基づき実行実施が義務づけられている大阪市の具体的施策を示せ（２０２３年度、２０２４年度の内容）。
（回答） 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の基本理念である「建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること」につきましては、これまでも、適正な請負代金の設定、適切な工期の設定に努めております。また「建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること」につきましても、工事請負契約書において、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守することを規定することで、建設工事従事者の安全及び健康を確保することに努めております。 本市における具体的取り組みについては、平成 29 年 6 月に政府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」と平成 31 年 3 月に大阪府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康確保に関する大阪府計画」を受けて、本市におきましても発注者が週休二日に取り組むことを指定する「週休二日工事（発注者指定方式）の実施」や「発注工事の施工時期の平準化」、「法定福利費の請負金内訳書明示」等に取り組んでいます。	
担当	大阪港湾局計画整備部工務課 電話 06-6615-7803

番号	10
項目	「建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行されています。大阪市の公共工事においては、法を遵守し建設労働者の安全・健康の対策を強化して、労災事故がないようにしてください。この法律に基づき実行実施が義務付けられている大阪市の具体的施策を示せ（2023年度、2024年度の内容）。<u>2023年度に発注された1億円以上の公共事業名（住所・現場）を示せ。</u>
（回答） 別紙（案件一覧）のとおり回答します。	
担当	契約管財局 契約部 契約課 工事契約グループ 電話：06-6484-7424

番号	11
項目	大阪市の公共事業の現場では、朝 10 時と 3 時の休憩が取れるようにして下さい。賃金不払いがないようにして、2 省労務単価（2024 年度）に近い賃金が支払われるよう受注業者を指導して下さい。下請け労働者の賃金が 2 省労務単価の 9 割より低いことがないように指導して下さい。8 時間労働を超える時は残業代をキッチリ支払うようにして下さい。労災をなくし、労災隠しなどがないように指導して下さい。これから熱くなるので「熱中症対策」をして下さい。アスベスト（石綿）対策をしっかりして下さい。建退共印紙、日雇い雇用保険印紙が貼られるよう指導して下さい。
（回答） 公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省の 2 省が実施した公共事業労務費調査に基づき、都道府県別・職種別に公共工事の工事費の積算に用いるために、単価として決定したものであり、本市が発注する工事においても、この単価を用いて工事費を積算しています。なお、この単価は就業基本時間を午前 8 時から午後 5 時まで（1 時間の休憩含む）を所定労働時間とする法定の 1 日 8 時間として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金は含まれていないものであります。 また、公共工事設計労務単価は、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、賃金契約等につきましては受注者と労働者が当事者同士の責任と義務において対等の立場での取り決めを行うことから、発注者が現に支払われている当事者間の賃金契約等に関与することは適切でないと考えています。 受注者への指導につきましては、工事請負契約書において、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守することを規定しています。「熱中症対策」、「アスベスト（石綿）対策」だけでなく、様々な労働災害についても防止するよう指導しております。 また、大阪市入札参加資格を申請し、承認を受けた工事請負入札参加資格者に配布する「建設工事の適正な施工の確保について」の中で、建設業退職金共済制度の履行を含む建設労働者の労働条件の確保、建設労働者への適切な賃金の支払い、安全施工の確保等について明記し、指導を行っています。	
担当	建設局 企画部 工務課工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	11
項目	大阪市の公共工事の現場では、朝 10 時と 3 時の休憩が取れるようにして下さい。賃金不払いがないようにして、2 省労務単価（2024 年度）に近い賃金が支払われるよう受注業者を指導して下さい。下請け労働者の賃金が 2 省労務単価の 9 割より低いことがないよう指導して下さい。8 時間労働を超える時は残業代をキッチリ支払うようにして下さい。労災をなくし、労災隠しなどがいいよう指導して下さい。これから熱くなるので「熱中症対策」をして下さい。アスベスト（石綿）対策をしっかりとして下さい。建退共印紙、日雇い雇用保険印紙が貼られるよう指導して下さい。 （回答） 本市の公共工事は、国（国土交通省及び農林水産省）が毎年実施している公共事業労務費調査に基づき決定される都道府県別・職種別の公共工事積算労務単価を用いて発注に際し必要となる予定価格を算出しております。この公共工事設計労務単価は、就業基本時間を午前 8 時から午後 5 時まで（昼休み 1 時間）を所定労働時間とする法定の 1 日 8 時間、1 週間 40 時間が前提の労務費として設計されており、休憩や休日についても同様に法定どおりが前提です。なお、時間外労働を行う必要がある場合は積算基準でこの単価に対して法定の割増を加算して算出しております。国からは、公共工事設計労務単価が下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないことが留意事項としてコメントされております。つまり法令を遵守する限り、個々の現場で変形労働時間制を採用することは可能で、午前 10 時と午後 3 時に休憩が取れるようにすることは、下請契約や雇用契約で個別の対応となります。 なお、建設労働者の適切な賃金の支払いについては「建設工事の適正な施工の確保について」の中に明記し、指導を行っております。 また、「熱中症対策」、「アスベスト（石綿）対策」だけでなく、様々な労働災害についても、受注者に対し労働災害の防止に万全を期するよう指導しております。 受注者の建設業退職金共済組合との退職金共済契約については、その締結状況を確認して事業請負成績調書に反映しております。また、本市が発注する建設工事における建設事業者の社会保険の加入促進に係る取組みとして、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る）の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況の確認を強化してまいります。 引き続き、建設労働者の保護に配慮するよう指導してまいります。
担当	大阪港湾局計画整備部工務課 電話 06-6615-7803

番号	12
項目	大阪市の公共工事で、法律違反の「派遣労働者」が働くことがないよう現場で受注業者を指導・監督して下さい。労災防止、賃金未払いなどの労働法違反がないようにして下さい。
(回答) 派遣労働者につきましては、本市が発注する工事は、労働者派遣法における建設業務に該当しますので、受注者が労働派遣事業者との派遣契約に基づき、派遣労働者を当該工事に従事することを禁止しています。 受注者への指導につきましては、工事請負契約書において、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守することを規定しています。 また、大阪市入札参加資格を申請し、承認を受けた工事請負入札参加資格者に配布する「建設工事の適正な施工の確保について」の中で、建設労働者の労働条件の確保、建設労働者への適切な賃金の支払い、安全施工の確保等について明記し、指導を行っています。	
担当	建設局 企画部 工務課工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	12
項目	大阪市の公共工事で、法律違反の「派遣労働者」が働くことがないよう現場で受注業者を指導・監督して下さい。労災防止、賃金未払いなどの労働法違反がないようして下さい。
(回答) 派遣労働者につきましては、本市が発注する工事は、労働者派遣法における建設業務に該当しますので、派遣労働者を当該工事に従事させることは、禁止されています。 受注者への指導につきましては、工事請負契約書において、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守することを規定しています。また、大阪市入札参加資格を申請し、承認を受けた工事請負入札参加資格者に配布する「建設工事の適正な施工の確保について」の中で、建設労働者の労働条件の確保、建設労働者への適切な賃金の支払い、安全施工の確保等について明記し、指導を行っています。	
担当	大阪港湾局計画整備部工務課 電話：06-6615-7803

番号	13
項目	浪速区の「馬淵生活館」の跡地にホテル・レストラン、駐車場ができた。その後の経過、現状、今後の計画を示せ。南海電車下の三角地、馬淵～星野リゾートホテルも含め、新今宮駅裏（浪速区側）地域の浪速区における今後の整備計画、街づくり計画を示せ。現在の進捗状況を示せ。
(回答) もと馬淵生活館の跡地は、令和元年9月に宿泊施設や、飲食スペース、イベント会場及び駐車場などを有し、外国人の就労支援などを行う「YOLO BASE」が開業しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の未曾有の状況によるインバウンドの低迷など社会環境・情勢等の変化を受けたことから、令和3年4月に宿泊施設の運営を終了しました。 この状況を受け、事業計画の一部変更を行い、外国人就労支援等を行う既存事業との相互補完により地域の賑わいや活性化に寄与する事業として、外国人留学生を中心とした専門学校校舎および寮の整備を行うこととなりました。 令和4年9月に宿泊施設部分を寮として再整備を完了し、令和6年4月に駐車場の一部に校舎を建設し運営を開始しております。 新今宮北側エリアのまちづくりの方向性や将来像について、令和2年9月に「新今宮駅北側まちづくりビジョン」を策定しました。近接する難波や新世界、天王寺・阿倍野とつながるにぎわいの空間を創出することは、新今宮駅北側のまちづくり、ひいては大阪の都市魅力の向上にとっても大きな取組の一つとして、官民連携による取組を進めています。 このようななか、令和4年4月には星野リゾートのホテルが開業し、また、来街者が快適に過ごすことができる環境整備として、歩道沿いフェンス撤去や駐輪場の移設、南海新今宮駅高架下市有地を活用して観光情報や飲食などのサービスを提供する「さんかくち」の整備、南海新今宮駅の南北通路美装化等改修工事などを行いました。 今後、恵美公園の拡張整備や南海高架下の空間を活用して魅力ある店舗の誘致を行う商業開発プロジェクトの延伸などを、新たなにぎわいの創出につなげるべく、引き続き官民が連携し取組を進めてまいります。	
担当	浪速区役所 市民協働課 電話：06-6647-9883

番号	14
項目	「生活困窮者自立支援法」が2015年4／1より施行されている。市の2023年度の事業実施内容、24年度の事業内容、体制、予算を示せ。 西成区の2024年度の事業実施内容を示せ。
(下線部について回答) 大阪市では、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区役所に設置し、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。 支援にあたっては、生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、対象者が抱える課題が複雑化・困難化する前に自立できるよう、次の事業を実施しております。 2024年度の予算は、844,362千円を計上しております。 【必須事業】 自立相談支援事業（相談支援・就労支援）、住居確保給付金の支給 【任意事業】 一時生活支援事業、就労チャレンジ事業（就労準備支援事業・就労訓練推進事業）、家計改善支援事業、子ども自立アシスト事業（子どもの学習・生活支援事業）等 各事業プロポーザル方式等により事業者を選定し、業務委託により実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課（生活困窮者自立支援グループ） 電話：06-6208-7959

番号	14										
項目	「生活困窮者自立支援法」が2015年4／1より施行されている。市の2023年度の事業実施内容、24年度の事業内容、体制、予算を示せ。 <u>西成区の2024年度の事業実施内容を示せ。</u>										
(回答) 西成区 2024年度生活困窮者自立支援事業について 【相談窓口】 <table><tr><td>名 称</td><td>「はぎさぽーと」</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>西成区役所 6階 64番窓口</td></tr><tr><td>電 話</td><td>06-6115-8070</td></tr><tr><td>開設曜日</td><td>月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）</td></tr><tr><td>開設時間</td><td>午前9時から午後5時30分</td></tr></table> 令和5（2023）年度の西成区（はぎさぽーと）における新規相談件数は813件となっております。（令和5年4月から令和6年3月） 主な相談内容としては、「収入・生活費のこと」「住まいについて」「仕事探し、就職について」となっており、うち73件を支援プランとして支援を実施いたしました。 令和6（2024）年度も同様の相談内容を想定し、事業を実施しております。 （下線部について回答）		名 称	「はぎさぽーと」	設置場所	西成区役所 6階 64番窓口	電 話	06-6115-8070	開設曜日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）	開設時間	午前9時から午後5時30分
名 称	「はぎさぽーと」										
設置場所	西成区役所 6階 64番窓口										
電 話	06-6115-8070										
開設曜日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）										
開設時間	午前9時から午後5時30分										
担当	西成区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6659-9872										

番号	15
項目	水は命。生命の源で、皆の公共財産だ。水道の民営化に反対する。大阪市の水道事業の現状と方針を示せ。
(回答) 大阪市水道局では、市民・お客さまに安全で良質な水道水を安心して利用していただけるよう水道事業を行っております。水道料金は、府内や大都市の中で最も安い水準を維持しており、効率的な経営に努めることで収支面においても黒字を続けております。 ただし、今後については、人口減少社会へ移行する中で水需要の減少傾向が変わらないと考えられる中、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震の発生時に、広域的な断水を回避できるよう、老朽化した浄水施設や配水施設及び基幹管路の耐震化への投資を長期にわたって継続していくことが必要となります。 こうしたことから大阪市水道局では、中期的な経営計画である「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」(平成30年3月策定、令和4年3月改訂)を策定・公表し、「安全・安心な水道水の安定的な供給」、「時代に即したお客さまサービスの提供」、「新たな技術の開発・導入による高度化」、「社会的責任の遂行」及び「持続性確保のための経営基盤の維持・強化」の5つの基本方針とその戦略(取組の方向性)を明らかにすることで、経営戦略期間中において現行の料金水準を維持しながら、市民・お客さまに安全で安心な水道水を将来にわたって安定的に供給することができるように引き続き取り組んでまいります。 なお、現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。	
担当	水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410

番号	16
項目	新なにわ筋・鉄道建設に対する大阪市の考えと関わりと示せ。それに関係する2024年度の予算と工事の事業内容を示せ。
(回答) なにわ筋線は、国土軸と関西国際空港とを結び、大阪を南北に貫く広域的な鉄道ネットワークの強化等に資する路線であり、本市としても大阪・関西の経済成長に果たす役割は大きいと認識しており、事業主体である関西高速鉄道株式会社及び大阪府等の関係者と連携し、今後も引き続き事業を推進してまいります。 また、本市では令和6年度（2024年度）予算として、関西高速鉄道株式会社に対する補助金43億円と出資金16億円を計上しており、なにわ筋線整備にかかる用地補償や駅部・立坑部の工事等の実施を予定しています。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7846

番 号	17
項 目	2025 年関西・大阪万博に関する、今年度の大阪市の予算、事業内容を示せ。
(回答) 2025 年大阪・関西万博に関する本市の令和 6 年度予算につきましては、当初予算額は 808 億円で、内容は次のとおりです。 1 国際博覧会推進事業（657 億） ① 会場建設費（539 億 3,100 万円） 会場建設及び会場外駐車場に関する調査・設計・整備を実施。 国、地元自治体、経済界が 1：1：1 の割合で負担することとしており、地元自治体については府市 1：1 で負担。 ② 大阪パビリオンの出展に向けた準備（82 億 6,000 万円） 建物の実施設計に基づき建築工事を進めるとともに、万博開催に間に合うよう適切な工事監理を実施。その他、開幕を見据えた行催事の企画・検討及び広報を実施。 大阪・関西の強みであるライフサイエンス、とりわけ再生医療を万博会場から国内外に発信するため、大阪パビリオンでの再生医療展示に向けた展示制作を実施。 ③ 地下鉄の輸送力増強（10 億 9,900 万円） 万博来場者の安全・安定輸送を図るため、鉄道事業者による北港テクノポート線（仮称）夢洲駅から Osaka Metro 中央線長田駅間の運行間隔の短縮に必要な車両を留め置く新たな留置線を整備するなど、輸送力増強にかかる施設整備費用の一部を、府市 1：1 で負担。 ④ 機運醸成及び参加促進等（23 億 400 万円） （公社）2025 年日本国際博覧会協会や経済界等と連携し、PR 重点期等に応じた、開幕直前期の地元でのさらなる機運醸成の取組や、若年層、全国への発信を強化。 万博来場者等に対し、交通案内や観光案内を行うボランティアの募集及び面談、研修、活動準備等を実施。 万博期間中に万博関連交通と通勤等の一般交通が輻輳しないよう、交通にあたっての行動変容を促すため、企業や住民等に対し時差出勤やテレワーク等の働きかけを行う TDM について、試行実施など、本格実施に向けた準備に取り組む。	

⑤ 賓客の受入れ（１億 600 万円）

２０２５年日本国際博覧会の開催にあたり、国内外 から訪れる賓客に対する適切な接遇を実施するため、受入れ体制構築のための計画策定やシステム整備、万博参加国・国際機関を対象に実施する地元歓迎レセプションの準備などに取り組む。

２ 万博の成功に向けた取組（151 億 1, 500 万円）

行政としての一体感を持ち、万博成功への確実性を高めるため、府市の各部局や区役所などが万博の成功に向けた主体的な取組を実施

① 万博開催に向けた環境整備（140 億 7, 400 万円）

万博の円滑な開催に向けた市内各エリアの環境整備、万博開催に向けた安全・安心の確保など

② 地域特性等を活かした機運醸成・ホスピタリティ向上（7 億 6, 000 万円）

都市魅力の向上による機運醸成やおもてなし、次代を担うこどもたちへの機運醸成の

取組、地域団体との協働や PR グッズの作成・配布等による機運醸成。

③ 未来社会への投資（2 億 8, 100 万円）

中小企業等の新たな国際ビジネス交流の創出や成長・発展に向けた取組

担当	万博推進局 総務部 総務課 電話：06-6690-7107
----	-------------------------------

番号	18
項目	SDGs（持続する開発目標）の考え方で市行政を実行することは、政府の基本方針でもあるが、大阪市はどのように具体的に実施しているか、示せ。
(回答) 大阪市では、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現をめざして「大阪未来都市創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しています。 総合戦略では、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」という理念を取り込み、経済・社会・環境の3側面からの取組を積極的に推進することで、SDGsの達成に貢献することとしております。 また、大阪市は大阪府と共に、内閣府より「SDGs未来都市」として選定されており、「大阪府・大阪市SDGs未来都市計画」（以下「未来都市計画」という。）を策定し、各取組を総合的かつ効果的に推進しています。 大阪市におけるSDGsの推進や、総合戦略及び未来都市計画の具体的な内容については、大阪市ホームページ「大阪市におけるSDGsの推進」（URL：https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000450087.html）をご参照ください。	
担当	政策企画室 企画部 政策調査担当 電話：06-6208-9723

番号	19
項目	「あいりん総合センター跡地等利用検討プロジェクトチーム」が設置されたが、その目的、機能、役割について説明せよ。構成、実施状況、権限、予算編成、議会との関係について説明せよ。(イ) 区役所でおこなわれる街づくりの会議で、センター北側の大阪市の敷地において、民間業者に施設の建設・運営を任せる案が示されている。この案について経過、現状など、大阪市の方針・内容を示せ。
(回答) あいりん総合センター及び市営萩之茶屋第二住宅跡地等の利用については、西成特区構想のもと、「ボトムアップ方式」による施策立案等を目指し、地域からの意見聴取等を行ってきたところです。これらの意見を集約し、また、継続的に地域の意見を聴きつつ、行政機関として、施策の実現可能性等について検討を進めていく必要があることから、本市内部において組織横断的な検討を行うことを目的として設置したものです。 プロジェクトチームの掌握事務（権限）は、地域意見を踏まえたセンター跡地等の有効活用にかかる課題解決に向けた検討等となっており、プロジェクトチームのメンバー（役割）は次のとおりとなっています。 （リーダー） 副市長 （サブリーダー） 西成区長 （プロジェクトメンバー） 西成区副区長、経済戦略局長、契約管財局長、計画調整局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、都市整備局長、建設局長 また、プロジェクトチームへの付議事項の検討及び関係所属相互間の連絡等を行うため、下位組織として幹事会を設置しております。 実施状況としましては、以下のとおりです。 令和2年 1月28日（火）第1回 プロジェクトチーム会議 令和2年 2月13日（木）第1回 プロジェクトチーム幹事会 令和2年 9月25日（金）第2回 プロジェクトチーム幹事会 令和2年10月29日（木）第2回 プロジェクトチーム会議 令和3年 2月 9日（火）第3回 プロジェクトチーム幹事会 令和3年 3月 8日（月）第3回 プロジェクトチーム会議 令和3年 7月 1日（水）第4回 プロジェクトチーム幹事会 令和4年 2月18日（金）第5回 プロジェクトチーム幹事会	

令和4年 6月22日（水）第4回 プロジェクトチーム会議

なお、プロジェクトチーム会議は、施策の実現可能性や課題解決に向けた検討を行う場であり、予算編成や議会に直接結びつくものではありません。

（イ）について

令和3年3月に大阪府と本市で策定した「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（以下、「活用ビジョン」という。）」（P.23）において、「住民の福利やにぎわい等の機能を実現し、持続的に運営していくため、建物の建設や事業実施に必要なコストについて、財源を生み出す事業運営の仕組みが必要となる」こと、また、「行政と民間事業者等とが適切な役割分担を図りながら、一体的に土地利用を行う公民連携の仕組みを含め検討」することが示されています。

このことは、令和2年10月に開催した「第12回あいりん地域まちづくり会議」で確認された「あいりん総合センター跡地等に求める機能」の「基本的な方向性」においても、「財源を生み出す知恵を出していく必要がある」ことが、これまでの地域の意見・議論として取りまとめられています。（活用ビジョンP.27）

このように、新たな機能を生み出し持続的に運営していくためには、当然ながら新たな財源が必要となってまいります。

そのため、活用ビジョンに基づく公民連携の手法に関する検討においては、これまで本市での調査検討に加え、事業の成立性や活用ビジョンの具現化について、民間事業者等との対話を進めてまいりました。

その中で、跡地北側の市有地を民間事業者等に貸付、そこに計画される建築物の一部を活用する方法で、持続可能な「住民の福利やにぎわい等の機能」の運営を実現させる案として、これまで「あいりん地域まちづくり会議」のテーマ別検討会議「福利・にぎわい検討会議」において提示してまいりました。

さらに、売却による方法と異なり、貸付による方法は、本市が土地所有者として、安定的な施設運営への関与が可能になってくるものと考えており、引き続き民間事業者等との対話を含め、活用ビジョンの実現方策について検討を進めてまいります。

- ・西成区ホームページ「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（活用ビジョン）」を策定しました」

<https://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000530372.html>

担当	西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9792
----	-----------------------------